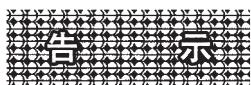


| | |
|----------------|--|
| 許可番号 (登録番号) | 不動産特定共同事業者 (小規模不動産特定共同事業者) の商号又は名称 |
| | に改める。」 |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

建築住宅課



長野県木曽建設事務所告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成29年12月21日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県木曽建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成29年12月7日

長野県木曽建設事務所長 市岡 進

- 1 (1) 道路の種類 一般国道
 (2) 路線名 256号
 (3) 道路の区域

| 区間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|--|-----|----------------|--------------|
| 木曽郡南木曽町吾妻1747番の1地先から 木曽郡南木曽町吾妻1747番の1地先まで | 旧 | m 14.4～35.3 | km 0.2576 |
| 同上 | 新 | 18.0～58.3 | 0.2510 |

- 2 (1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 オコシ宮ノ越停車場線
 (3) 道路の区域

| 区間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|--|-----|--------------|--------------|
| 木曽郡木曽町日義3384番の3地先から 木曽郡木曽町日義4592番地先まで | 旧 | m 4.8～7.5 | km 0.1120 |
| 同上 | 新 | 4.8～10.6 | 0.1120 |

道路管理課

長野県千曲建設事務所告示第8号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成29年12月21日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県千曲建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成29年12月7日

長野県千曲建設事務所長 宍戸 誠

- 1 (1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 小峰稻荷山線
 (3) 道路の区域

| 区間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|-----|---------------|--------------|
| 千曲市大字桑原字篠山4878番の18地先から 千曲市大字桑原字篠山4878番の1地先まで | 旧 | m 5.0～23.2 | km 0.1688 |
| 同上 | 新 | 8.5～45.5 | 0.1688 |

- 2 (1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 小峰稻荷山線
 (3) 道路の区域

| 区間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|-----|---------------|--------------|
| 千曲市大字桑原字篠山2535番の64地先から 千曲市大字桑原字篠山2535番の4地先まで | 旧 | m 5.2～28.0 | km 0.1489 |
| 同上 | 新 | 10.4～28.0 | 0.1489 |

道路管理課

長野県長野建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成29年12月21日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成29年12月7日

長野県長野建設事務所長 竹内 敏昭

- 1 (1) 道路の種類 一般国道
 (2) 路線名 403号
 (3) 道路の区域

| 区間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|--|-----|----------------|--------------|
| 長野市大字東寺尾字高畑3560番3地先から 長野市大字東寺尾字北堀3665番1地先まで | 旧 | m 12.0～23.6 | km 0.2120 |
| 同上 | 新 | 12.0～25.4 | 0.2120 |

2(1) 道路の種類 県道

2(2) 路線名 信濃信州新線

2(3) 道路の区域

| 区間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|--|-----|---------------|--------------|
| 長野市信州新町字下町212番4地先から長野市信州新町字裏町沖17番8地先まで | 旧 | m 5.1~12.0 | km 0.0640 |
| 同上 | 新 | m 8.2~13.2 | km 0.0640 |

3(1) 道路の種類 県道

3(2) 路線名 長野信州新線

3(3) 道路の区域

| 区間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|--|-----|----------------|--------------|
| 長野市信更町三水字日向894番11地先から長野市信更町三水字氷山1240番2地先まで | 旧 | m 11.6~28.2 | km 0.1904 |
| 同上 | 新 | m 12.1~43.2 | km 0.1904 |

道路管理課

長野県木曾建設事務所告示第8号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成29年12月21日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県木曾建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成29年12月7日

長野県木曾建設事務所長 市岡 進

1 路線名 256号

2 供用を開始する区間

木曾郡南木曾町吾妻1747番の1地先から

木曾郡南木曾町吾妻1747番の1地先まで

3 供用を開始する期日 平成29年12月7日

道路管理課

長野県千曲建設事務所告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成29年12月21日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県千曲建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成29年12月7日

長野県千曲建設事務所長 宍戸 誠

1(1) 路線名 小峰稻荷山線

(2) 供用を開始する区間

千曲市大字桑原字篠山4878番の18地先から

千曲市大字桑原字篠山4878番の1地先まで

2(3) 供用を開始する期日 平成29年12月7日

2(1) 路線名 小峰稻荷山線

2(2) 供用を開始する区間

千曲市大字桑原字篠山2535番の64地先から

千曲市大字桑原字篠山2535番の4地先まで

2(3) 供用を開始する期日 平成29年12月7日

道路管理課

長野県長野建設事務所告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成29年12月21日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成29年12月7日

長野県長野建設事務所長 竹内 敏昭

1(1) 路線名 403号

1(2) 供用を開始する区間

長野市大字東寺尾字高畑3560番3地先から

長野市大字東寺尾字北堀3665番1地先まで

1(3) 供用を開始する期日 平成29年12月7日

2(1) 路線名 信濃信州新線

2(2) 供用を開始する区間

長野市信更町三水字日向894番11地先から

長野市信更町三水字氷山1240番2地先まで

2(3) 供用を開始する期日 平成29年12月7日

3(1) 路線名 長野信州新線

3(2) 供用を開始する区間

長野市信更町三水字日向894番11地先から

長野市信更町三水字氷山1240番2地先まで

3(3) 供用を開始する期日 平成29年12月7日

道路管理課

選告示第62号

長野県選挙事務取扱規程（昭和38年選告示第4号）の一部を次のように改正します。

平成29年12月7日

長野県選挙管理委員会委員長 永井順裕

別表第1の不在者投票のできる病院中「長野県厚生農業協同組合連合会新町病院」を「長野県厚生農業協同組合連合会南長野医療センター新町病院」に改める。

選挙管理委員会